

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>128</sup>〕消費税その17

## 消費税の仕入控除税額の計算

**Q** 社有地の一部を賃貸する事になり、課税売上加えて非課税売上である地代収入が発生します。その場合の仕入控除税額の計算について教えてください。なお、当社は簡易課税を選択していません。

**A** 課税売上に係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）の計算方法は、課税売上高と総売上に占める課税売上高の割合によって異なります。

課税期間中の課税売上高が5億円以下でかつ課税売上高の割合が95%以上

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除します。

課税売上が5億円超、または課税売上割合が95%未満（即ち、 以外）

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税の全額ではなく、課税売上に対応する部分のみを控除します。

課税売上割合は、課税期間中の課税売上高(税抜)を総売上高(同)で除して計算しますが、分子・分母双方に輸出による免税売上高や貸倒になった売上高を含み、返品や値引、割戻し等の金額を控除します。

前述の の場合、課税売上高に対応する部分の課税仕入れ等に係る消費税額の計算方式には2通りあります。

（個別対応方式）

課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、

イ 課税売上のみに要する課税仕入れ等に係るもの

ロ 非課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの  
ハ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの

に区分して、次のように算出します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{イ} + (\text{ハ} \times \text{課税売上割合})$$

（一括比例配分方式）

課税仕入れ等に係る消費税額がイ、ロ、ハのように区分されていない場合、または区分されていてもこの方式を選択した場合に適用します。

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$$

この一括比例配分方式を選択した場合は、2年間以上継続して適用した後でなければ個別対応方式に変更できません。

（課税売上割合に準ずる割合）

個別対応方式において、課税売上割合により計算した仕入控除税額がその事業者の事業の実態を反映していない等の場合は、所轄の税務署に申請することで、課税売上割合に代えて、より合理的と考えられる課税売上割合に準ずる割合によって計算することもできます。

課税売上割合に準ずる割合とは、使用人の数または従事日数の割合、消費または使用する資産の価値、使用数量、使用面積の割合など、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等の性質に応じた合理的なものでなければなりません。

課税売上割合に準ずる割合を適用する場合には、その事業者が行う全ての事業に同一の割合を適用する必要はなく、事業の種類毎や事業所単位毎、事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類が異なる毎に別の割合を適用することもできます。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得